

福島原発事故による食品の放射能汚染防止体制の強化を求める意見書

福島第一原子力発電所の事故による食品の放射能汚染が国民に大きな不安を与えている。特に牛肉については、暫定規制値を超えた放射性セシウムに汚染された肉の流通が大きな問題になった。子どもは放射能の影響を受けやすいことから、子育て世代の不安が高まっている。

そのような中、全国の多くの自治体が、消費者・生産者の不安払拭へ、独自に放射能検査を行っている。しかし、多くの自治体で検査機器が圧倒的に不足しており、牛肉だけでなく、野菜や果樹などの検査依頼、さらに新米の検査も重なり、迅速・正確な実態の把握にはほど遠い状態である。状況の改善のため、自治体や消費者団体からは、国が体制確保に責任を持つべきとの声が上がっている。

したがって、国及び政府においては、下記の項目を早急を実施するよう強く求める。

記

- 1．検査を求めているすべての都道府県の全頭検査を認めること。出荷先の都道府県も検査を行えるよう国が調整を行うこと。そのために必要な検査費用については、国が負担すること。
 - 2．セシウム汚染稲わらを与えられ、食肉処理された牛の内臓肉の回収に全力を挙げる。また、再びこのような事態にならないように、牛の内臓肉のトレーサビリティ（生産履歴管理システム）の導入を早急に進めること。
 - 3．米の放射性物質調査は一圃場ごとに行うこと。予備調査、本調査の結果をすべて公表すること。検査費用については、県知事が指定したものも含め、国が負担すること。
 - 4．放射能汚染の長期化に備え、抜本的な検査体制の整備を進めること。学校・園の給食の食材については、安全な食材を提供する体制を確立すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 9月27日

高槻市議会